

令和3年第1回

多摩川衛生組合議会定例会

(会議録)

多摩川衛生組合議会定例会会議録

1. 日 時 令和3年2月16日(火)午後2時23分
2. 場 所 多摩川衛生組合議場
3. 応 招 議 員 (16名)
- | | |
|-----|---------|
| 1番 | 宮坂良子君 |
| 2番 | 佐々木貴史君 |
| 3番 | 辻村ともこ君 |
| 4番 | 谷田部一之君 |
| 5番 | 比留間利蔵君 |
| 6番 | 遠田宗雄君 |
| 7番 | 手塚としひさ君 |
| 8番 | 市川一徳君 |
| 9番 | 住友珠美君 |
| 10番 | 藤田貴裕君 |
| 11番 | 青木淳子君 |
| 12番 | 青木健君 |
| 13番 | 村上洋子君 |
| 14番 | 山岸太一君 |
| 15番 | つのじ寛美君 |
| 16番 | 北浜けんいち君 |
4. 不 応 招 議 員 な し
5. 出 席 説 明 員
- | | |
|-------------|--------|
| 管 理 者 | 高橋勝浩君 |
| 副 管 理 者 | 松原俊雄君 |
| 副 管 理 者 | 高野律雄君 |
| 副 管 理 者 | 永見理夫君 |
| 会 計 管 理 者 | 秋和広子君 |
| 総 務 課 長 | 大砂銀二郎君 |
| 施 設 課 長 | 加藤稔君 |
| 事 務 局 副 参 事 | 佐藤俊彦君 |
6. 会 議 書 記
- | | |
|-----------------|-------|
| 総 務 係 長 | 田代興大君 |
| 人 事 議 事 担 当 係 長 | 松本光君 |

議 事 次 第

- 第 1 諸般の報告
 - 第 2 会議録署名議員の指名
 - 第 3 会期の決定
 - 第 4 管理者行政報告
 - 第 5 第 1 号議案 多摩川衛生組合清掃工場基幹的設備改良工事（蒸気タービンロータ取替）請負契約
 - 第 6 第 2 号議案 専決処分の承認を求めることについて（多摩川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）
 - 第 7 第 3 号議案 令和 3 年度多摩川衛生組合一般会計予算
 - 第 8 第 4 号議案 令和 3 年度多摩川衛生組合に係る組織団体の負担金について
-

午後2時23分 開会・開議

○議長（谷田部 一之君） ただ今から、令和3年第1回多摩川衛生組合議会定例会を開会いたします。

議案につきましては、事前に配付させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

本日の出席議員は16名でございます。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開会いたします。

議事日程につきましては、お手元に配付してある資料でございます。

○議長（谷田部 一之君） それでは、日程第1、諸般の報告を行います。

当議会定例会の傍聴につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策として、傍聴場所におきましては、議場外の指定した場所での音声のみの傍聴といたしますが、議場内での傍聴を希望される場合については、新型コロナウイルス感染防止対策として、マスクの着用、手指消毒及び検温の実施という条件で議場内での傍聴を許可しております。

また、報道関係者のカメラやフィルムの撮影については、議事の進行の支障にならない範囲及びマスクの着用など、新型コロナウイルス感染防止対策を十分取った上での管理者行政報告の始まる前までといたします。

○議長（谷田部 一之君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

多摩川衛生組合議会会議規則第77条の規定により、議長におきまして、3番辻村ともこ議員、8番市川一徳議員、16番北浜けんいち議員を本定例会の会議録署名議員に指名させていただきます。

○議長（谷田部 一之君） 次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

本定例会を開会するに当たりまして、2月2日に議会運営委員会が開会されておりますので、委員長からの報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（辻村 ともこ君） それでは、報告をさせていただきます。

本日の第1回多摩川衛生組合議会定例会の開会に先立ちまして、2月2日に議会運営委員会を開催し、本会の会期等、議会運営について協議を行っておりますので、その結果をご報告いたします。

本定例会の会期につきましては、本日1日とすることに決定しております。

また、会議の日程につきましては、お手元に配付してあります議事日程のとおりでございます。

本定例会の円滑な運営ができますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げまして、報告とさせていただきます。以上です。

○議長（谷田部 一之君） 議会運営委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」 の声あり 〕

○議長（谷田部 一之君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長（谷田部 一之君） 次に、日程第4、管理者行政報告について発言を許可します。管理者。

○管理者（高橋 勝浩君） 本日は、各市とも定例議会を間近に控えまして、大変お忙しいところ、令和3年第1回多摩川衛生組合議会定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

令和2年11月13日に開催されました定例会以降の組合の概況につきまして、ご報告を申し上げます。

初めに、ごみ処理実績でございますが、令和2年4月から令和2年12月までの可燃ごみ搬入量は6万9,109トンで、前年同期の7万1,486トンと比較しますと、377トンの減となっております。

不燃・粗大ごみの搬入量につきましては2,504トンで、前年同期の2,243トンと比較しますと261トンの増となっております。

また、焼却炉につきましては、2月6日から全炉を停止し、現在、一斉に補修作業を行っております。なお、今後につきましては、2月20日に2号炉から立ち上げ、順次焼却を再開していく予定でございます。

次に、し尿処理実績でございますが、令和2年4月から令和2年12月までの搬入量は1,477キロリットルで、前年同期の1,648キロリットルと比較しますと171キロリットルの減となっております。このうち、三鷹市のし尿搬入量は120キロリットルとなっております。

昨年の4月から受入れをしておりました宮城県大崎市の災害廃棄物の受入処理につきましては、現地での処理のめどが立ったことを受け、令和2年10月末で災害廃棄物の受入れを終了しております。処理実績につきましては、合計281トンとなっております。

次に、監査に関する事項でございますが、例月出納検査につきましては、令和2年12月23日に令和2年度10月、11月分の検査を実施していただきました。また、同日には例月出納検査と併せまして、令和2年度多摩川衛生組合定期監査として令和2年4月1日から令和2年9月30日までの施設課の事務事業監査を実施していただきました。

以上の例月出納検査及び定期監査につきましては、財務等に関する事務は適正になされている旨の監査報告をいただいております。

最後に、本定例会には管理者提出議案といたしまして、令和3年度多摩川衛生組合一般会計予算など4議案を提出させていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上、ご挨拶と併せまして行政報告といたします。

○議長（谷田部 一之君） 以上で管理者行政報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等のある方は挙手をお願いいたします。

[「なし」の声あり]

○議長（谷田部 一之君） 質疑を終結いたします。

○議長（谷田部 一之君） 次に、日程第5、第1号議案、多摩川衛生組合清掃工場基幹的設備改良工事（蒸気タービンロータ取替）請負契約を議題といたします。

管理者より提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（高橋 勝浩君） 第1号議案、多摩川衛生組合清掃工場基幹的設備改良工事（蒸気タービンロータ取替）請負契約につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、多摩川衛生組合清掃工場内にあります発電設備である蒸気タービンロータの製作及び取替を行うための工事でございます。

契約の方法は特命随意契約で、金額は仮契約の段階でございますが、1億9,910万円でございます。

プラント製造メーカーである川崎重工業株式会社との当該契約につきましては、請負契約額が地方自治法第96条第1項第5号の規定を受けました多摩川衛生組合条例の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づく1億5,000万円以上となるため、提案するものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（谷田部 一之君） 第1号議案の補足説明につきまして、総務課長の発言を許可します。

総務課長。

○総務課長（大砂 銀二郎君） 第1号議案、多摩川衛生組合清掃工場基幹的設備改良工事（蒸気タービンロータ取替）請負契約につきまして、提案理由の補足説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書に綴ってあります第1号議案、多摩川衛生組合清掃工場基幹的設備改良工事（蒸気タービンロータ取替）請負契約をご覧ください。

また、議案書の次でございます別添のさくら色の表紙のA4横の議案関係資料の議案概要説明書の1ページから4ページをご覧くださいと思います。3ページ、4ページはカラー刷りの資料になります。

本工事の概要につきましては、令和2年2月に蒸気タービンの非破壊検査において、蒸気タービンロータの羽根の一部に損傷が発見されたため、出力低下になるものの損傷部を切除する改修工事を実施し、同年6月に蒸気タービンは仮復旧をいたしております。

この改修工事で低下した発電出力を当初の出力に復旧し、売電量の確保を図るために、タービンロータを新規に作製して、蒸気タービンに組み込み、竣工当初と同様に発電可能な状態に復旧を行うものでございます。

次に、契約先につきましては、本工事の焼却プラント全般における設備構造や工事に対する技術的知識を有し、トラブル時における迅速な部品調達、技術者の派遣等、的確な対応を行える業者に工事を実施させる必要があることから、当該焼却プラントの設計施工業者であります川崎重工業株式会社と令和2年12月28日付けで特命随意契約に

よる仮契約を行っております。

仮契約金額につきましては1億9,910万円で、令和2年度予算におきまして債務負担行為を設定いたしております。

各年度の内訳につきましては、恐れ入りますが、議案関係資料3ページのカラー刷りの資料をご覧ください。

6の仮契約金額の下に年度ごとの金額内訳がございますが、令和2年度分につきましては880万円でございます。

令和3年度分につきましては、1億9,030万円でございます。

次に、契約期間につきましては、契約が確定した日から令和4年3月25日までの13か月でございます。なお、契約が確定した日につきましては、本日の組合議会定例会において契約議決がされました日を予定しております。

また、複数年にわたって工事を行います理由におきましては、蒸気タービンロータの製作を含めまして13か月の期間が必要なことから、蒸気タービンの法定検査の期限等を考慮して、令和2年度から令和3年度の2か年度において蒸気タービンロータの取替工事を行うものでございます。

次に本工事の内容でございますが、今、ご覧いただいている資料の裏面の4ページをご覧ください。4ページの資料の上部の主な施工箇所写真(1)A工事の①動翼の製作準備が令和2年度で行う工事でございます。主に動翼の素材準備を行う予定でございます。

次に、同じく4ページの資料の中段に(2)B工事の①タービンロータ製作及び蒸気タービンの復旧が令和3年度で行う工事でございます。主にタービンロータ、動翼を合わせました製作、蒸気タービン組立・復旧及び使用前検査を行う予定でございます。

以上で第1号議案、多摩川衛生組合清掃工場基幹的設備改良工事(蒸気タービンロータ取替)請負契約の提案理由の補足説明を終わらせていただきます。

○議長(谷田部 一之君) 以上で提案理由及び提案理由の補足説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

[「なし」の声あり]

○議長(谷田部 一之君) 質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより第1号議案、多摩川衛生組合清掃工場基幹的設備改良工事(蒸気タービンロータ取替)請負契約を採決いたします。

本件を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長(谷田部 一之君) 挙手全員であります。

よって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

○議長(谷田部 一之君) 次に、日程第6、第2号議案、専決処分の承認を求めることについて(多摩川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

管理者より提案理由の説明を求めます。

管理者。

- 管理者（高橋 勝浩君） 第2号議案、専決処分の承認を求めることについて（多摩川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、東京都人事委員会勧告の趣旨に沿った、多摩川衛生組合一般職の職員の給与改定等を行う必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年11月30日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（谷田部 一之君） 第2号議案の補足説明について、総務課長の発言を許可します。

総務課長。

- 総務課長（大砂 銀二郎君） 第2号議案、専決処分の承認を求めることについて（多摩川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）につきまして、提案理由の補足説明を申し上げます。

議案書並びに議案関係資料の議案概要説明書5ページから6ページをご覧ください。

専決処分を行った条例は、多摩川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集するいとまがなかったことから、管理者の専決処分により改正をさせていただいたものでございます。

令和2年10月30日付けの東京都人事委員会勧告では、給与実態調査に基づき、特別給における、民間従業員への支給割合が東京都職員の年間支給月数を下回るため、これを0.10月分引き下げ、また、再任用職員においても0.05月分引き下げるべき旨の勧告となっております。

本組合におきましては、平成5年度から東京都人事委員会勧告の内容及び趣旨に沿って給与改定を行っておりますことから、今回も同様の措置を講ずるものでございます。

改正の内容といたしましては、同条例第23条及び附則第2条におきまして、期末手当の年間支給月数を0.10月分引き下げ、また、再任用職員においても0.05月分引き下げるとともに、6月支給分と12月支給分を同じ割合に調整するほか、文言を整理するものでございます。

以上、第2号議案、専決処分の承認を求めることについて（多摩川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の提案理由の補足説明を終わらせていただきます。

- 議長（谷田部 一之君） 以上で提案理由及び提案理由の補足説明が終わりました。

これより質疑を受けます。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

[「なし」の声あり]

- 議長（谷田部 一之君） 質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより第2号議案、専決処分の承認を求めることについて（多摩川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本件を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○議長（谷田部 一之君） 挙手全員であります。

よって、第2号議案は原案のとおり承認されました。

○議長（谷田部 一之君） 次に、日程第7、第3号議案、令和3年度多摩川衛生組合一般会計予算と、日程第8、第4号議案、令和3年度多摩川衛生組合に係る組織団体の負担金については、共に関連がございますので、一括して説明を受け、質疑も一括で行い、その上でそれぞれの議案についてお諮りしたいと考えておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（谷田部 一之君） ご異議なしと認め、そのように進行いたします。

それでは、管理者より第3号議案、第4号議案の提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（高橋 勝浩君） 第3号議案、令和3年度多摩川衛生組合一般会計予算及び第4号議案、令和3年度多摩川衛生組合に係る組織団体の負担金について、一括してご説明を申し上げます。

第3号議案、令和3年度多摩川衛生組合一般会計予算につきましては、令和3年度歳入歳出予算総額は20億4,501万9,000円で、前年度比で2億3,658万8,000円の増となっております。

次に第4号議案、令和3年度多摩川衛生組合に係る組織団体の負担金についてでございます。

ごみ処理負担金の合計は16億8,302万7,000円、し尿処理負担金の合計は6,731万6,000円となります。

以上が第3号議案及び第4号議案の概要でございます。

詳細につきましては、総務課長より説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（谷田部 一之君） 第3号議案、第4号議案の補足説明について、総務課長の発言を許可します。

総務課長。

○総務課長（大砂 銀二郎君） 第3号議案、令和3年度多摩川衛生組合一般会計予算及び第4号議案、令和3年度多摩川衛生組合に係る組織団体の負担金について、一括して提案理由の補足説明を申し上げます。

令和3年度における当初予算編成に当たりましては、構成各市の厳しい財政状況を踏まえ、経常経費の抑制を図るとともに自主財源の確保に努め、費用対効果及び財政負担の軽減の観点から、事業の必要性を検討した上で最小の経費で最大の効果が得られるよう予算積算を行ってきております。また、監査委員からご意見をいただきました、不用額の抑制のために、過去の決算等の分析・検証を十分に踏まえるとともに、予算積算の

段階でより精査された計上額とするよう努めてまいりました。

初めに、歳入予算からご説明を申し上げます。議案書に綴ってございます予算書の2ページ及び議案関係資料7ページをお開きください。

議案関係資料7ページ、令和3年度歳入歳出予算の構成及び前年度との比較にあります上段の表、1. 歳入をご覧ください。

令和3年度歳入歳出予算の総額は20億4,501万9,000円で、前年度比では2億3,658万8,000円の増となっております。

第1款、分担金及び負担金につきましては、令和3年度予算額は17億5,034万3,000円で、前年度比で9,354万7,000円の増となっております。

なお、歳入に占める負担金の割合は85.6%となっております。

次に、第2款、使用料及び手数料は703万3,000円で、前年度比で92万4,000円の増となっております。

第3款、財産収入は461万8,000円で、前年度比で244万4,000円の増となっております。

第4款、繰越金は科目設置の1,000円を計上いたしております。

第5款、諸収入は8,241万3,000円で、前年度比で5,998万8,000円の減となっております。

第6款、国庫支出金は95万円で、前年度と同額となっております。

第7款、繰入金は1億9,966万1,000円で、皆増となっております。

次に、歳出予算でございます。

予算書の3ページ及び議案関係資料7ページの今ご覧いただきました下段の表、2. 歳出をご覧ください。

第1款、議会費の予算額は872万3,000円で、前年度比で11万2,000円の増となっております。

第2款、総務費の予算額は2億6,281万6,000円で、前年度比で899万3,000円の減となっております。

第3款、施設運営費は14億4,186万8,000円で、前年度比で3,780万9,000円の増となっております。

項別の内訳といたしましては、ごみ処理施設費は13億8,920万9,000円で、前年度比で2,973万2,000円の増。し尿処理施設費は5,265万9,000円で、前年度比で807万7,000円の増となっております。

第4款、施設建設費は2億429万2,000円で、皆増となっております。

項別の内訳といたしまして、ごみ処理施設整備費は2億227万9,000円、し尿処理施設整備費は201万3,000円となっております。

第5款、公債費は8,566万4,000円で、前年度と同額となっております。

第6款、諸支出金は1,165万6,000円で、前年度比で336万8,000円の増となっております。

第7款、予備費は例年と同額の3,000万円を計上いたしております。

次に、予算書5ページから12ページ及び議案関係資料8ページの歳入予算の状況につきまして、前年度との比較で主な増減理由をご説明させていただきます。

それでは、議案関係資料8ページ、令和3年度歳入予算の状況の左側にございます歳入予算の内訳をご覧ください。

第1款、分担金及び負担金につきましては、ごみ処理負担金とし尿処理負担金を合算した全体額では17億5,034万3,000円となり、前年度比で9,354万7,000円の増となっております。

予算増の主な理由でございますが、ごみ処理負担金の経常費分負担金が8,124万6,000円、し尿処理経常費分負担金が767万円、それぞれ増になったことが要因となっております。

続きまして、第2款、使用料及び手数料は703万3,000円で、建築物再調達価額の見直しにより、主に建物部分の使用料が増額となり、前年度比で92万4,000円の増となっております。

次に、第3款、財産収入の461万8,000円でございますが、財政調整基金及び施設整備基金の預金利子などの運用益を収納するため、計上いたしております。

施設整備基金につきましては、複数に分けて運用を図っており、4年定期としております定期預金が満期となる年度でございますことから前年度比で244万4,000円の増となっております。

第4款、繰越金でございますが、1,000円の科目設置の計上となっております。

次に、第5款諸収入は8,241万3,000円で、前年度比で5,998万8,000円の減となっております。

主な減の理由でございますが、この資料右側下段、諸収入の内訳にあります上から2番目の項目、売電料でございますが、令和2年2月の蒸気タービンロータの検査において、羽根取付部の一部に損傷が見つかり、現在は応急措置として羽根の一部を切断し、運転を続けている状況でございますが、定格出力の低下から発電電力量が減少し、売電料収入が5,989万3,000円の減となる見込みとなっております。

続きまして、第6款、国庫支出金でございます。令和3年度につきましても国庫支出金といたしまして、廃棄物処理施設モニタリング等事業費補助金として95万円を計上いたしております。

続きまして、第7款、繰入金でございますが、繰入金は、令和2年度から2か年の債務負担行為で実施する施設建設費可燃ごみ施設整備費に計上した焼却施設に係る施設長寿命化総合計画策定委託及び基幹的設備改良工事(蒸気タービンロータ取替)について、施設整備基金を財源とすることから、1億9,966万1,000円を施設整備基金から繰り入れることとしております。

次に、歳出予算でございます。

予算書13ページから30ページ及び議案関係資料9ページ、令和3年度歳出予算の状況の左側の表に沿ってご説明をさせていただきます。

まず、第1款、議会費につきましては872万3,000円で、前年度比で11万2,000円の増となっております。内訳といたしましては、令和3年度は組合議員の改選時期に当たることから、改選に伴う重複日額分や隔年で行われる臨時議会分の速記委託費用を計上していることに加え、宿泊を伴う議員等行政視察事業に係る経費を前年度に引き続き計上いたしております。

次に、第2款、総務費でございます。総額は2億6,281万6,000円で、前年度比で899万3,000円の減となっております。

減の要因といたしましては、再任用職員の退職及び職員の給料や職員手当で構成市からの派遣職員の給料等を支給実態に合わせたことによる総体的な費用の減によるものや消耗品費で、本組合を構成市の予備的一時待避所とするための災害備蓄品の購入費を令和3年度は計上しないことによるものでございます。

次に、第2項、監査委員費でございますが、こちらにつきましても議員行政視察に監査委員が同行するための費用の計上がございます。予算額は73万5,000円で前年度と同額となっております。

次に、第3款、施設運営費では総額14億4,186万8,000円で、前年度比で3,780万9,000円の増となっております。

主な増の要因といたしましては、この資料右側に記載をさせていただいておりますとおりでございます。施設延命化工事に係る工事設計や工事中の施工監理に係る人員不足に対応するため、令和3年度において、長期継続契約の締結を予定している運転管理委託に廃棄物の中間処理に必要な薬剤の調達や前年度まで組合が発注を行っていた委託業務の一部を運転管理に移行する計画となっております。

これにより、需用費の医薬材料費の全額や委託料の一部に減が見込まれるところでございますが、一方で移行に伴う業務経費や近年の労務費の実勢価格から運転管理委託職員に係る労務費の増を見込んでいるところでございます。

次に、議案関係資料10ページ以降をご説明させていただきます。

なお、ここで予算書の説明欄の表記につきまして、慣例ではございますが、補足のご説明をさせていただきます。

予算書におきましては、修繕料、委託料、工事請負費につきましては、競争入札等の適正化のために、従来から、件名別の予算額の表示は行っておりません。

しかし、これにつきましては、議会における議案説明のために必要でありますことから、議案関係資料10ページから14ページまでに個々の予算案の詳細を掲げてございます。

組合議員の皆様におかれましては、本資料のお取扱いにつきまして、何とぞご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

まず、10ページの修繕料でございますが、内容といたしましては庁内設備修繕など、記載の内容となっております。

次に、11ページから13ページの委託料でございます。令和3年度の主要なものとして、施設運営費、ごみ処理施設費、可燃ごみ処理費の1番目、運転管理委託（焼却施設）につきましては、繰り返しになりますが、令和3年度から令和7年度までの長期継続契約の更新期に当たるとともに、前年度まで組合が発注を行っていた委託業務の一部を移行するものや従前の契約より労務単価の上昇を見込んで計上いたしております。

ごみ処理運営費の不燃・粗大ごみ処理費、し尿処理施設費の委託料につきましては運転管理委託の増以外の大きな変更はございません。

なお、資料に記述はございませんが、令和3年度の施設運営費委託料全体といたしま

しては6億1,643万5,000円となり、前年度比で9,689万8,000円の増となっております。

施設建設費の委託につきましては、各施設の施設長寿命化総合計画策定委託費の予算計上となっております。

次に14ページ、工事請負費でございます。施設運営費の維持補修に係る経費で、可燃ごみ処理費は対前年度比で2,236万9,000円増の6億4,529万8,000円となっております。

主なものは、組合が発電事業者として認可を受けるために経済産業省に提出した保安規定に基づく整備周期による工事請負費が増の要因となっております。

次に、不燃・粗大ごみ処理費の工事請負費では、定期的な補修工事となっております。前年度比で779万6,000円減の8,878万7,000円となっております。

次に、し尿処理施設費の工事請負費では対前年度比で270万5,000円増の1,229万2,000円となっております。

なお、資料に記述はございませんが、施設運営費の工事請負費につきましては合計で7億4,637万7,000円となっております。対前年度比で1,727万8,000円の増となっております。

恐れ入りますが、議案関係資料9ページにお戻りください。

資料中段の第4款、施設建設費でございますが、総額2億429万2,000円で、皆増となっております。

令和3年度については、令和2年度から2か年の債務負担行為で実施する基幹的設備改良工事の蒸気タービンロータ取替のほか、委託事業として各施設における設備機器の精密機能診断を実施し、この診断結果に基づき施設長寿命化総合計画の策定に取り組みます。

次に、第5款、公債費でございますが、平成27年度から平成28年度にかけて施工いたしました、灰処理設備改造工事に伴う起債償還費と一時借入金の利子を計上いたしております。

起債償還費の内訳といたしましては、元金が8,477万6,000円、利子が88万8,000円となっております。元利合計で8,566万4,000円を計上いたしております。

なお、起債の償還方法につきましては、元利均等払いでの借り受けとしておりますので、計上額は前年度予算額と同額となっております。

次に、第6款、諸支出金でございます。諸支出金では、財政調整基金には行政財産使用料及び預金利子を積み立て、施設整備基金には定期預金利子及び普通預金利子を積み立てておりまして、施設整備基金積立金では4年定期としている定期預金が満期を迎えることから、前年度比で244万4,000円の増を見込んでおります。

次に、第7款、予備費は前年度と同額の3,000万円を計上いたしております。

第3号議案のご説明につきましては以上でございます。

引き続き、第4号議案、令和3年度多摩川衛生組合に係る組織団体の負担金について、ご説明を申し上げます。

第4号議案をご覧ください。議案の表紙を1枚おめくりいただきまして、ごみ処理負

担金の構成市別内訳がございませう。稲城市が4億1,227万円、狛江市が3億4,418万6,000円、府中市が6億5,680万6,000円、国立市が2億6,976万5,000円、合計で16億8,302万7,000円となります。

また、し尿処理負担金は稲城市と狛江市の2市となりまして、稲城市が6,376万7,000円、狛江市が354万9,000円、合計で6,731万6,000円となります。

第3号議案、令和3年度多摩川衛生組合一般会計予算及び第4号議案、令和3年度多摩川衛生組合に係る組織団体の負担金について、提案理由の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（谷田部 一之君） 以上で提案理由及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等のある方は挙手をお願いいたします。

〔 「なし」の声あり 〕

○議長（谷田部 一之君） 質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

質疑、討論は一括して審議いたしましたので、議案の採決につきましてはそれぞれ個別に行うことといたしますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、お諮りいたします。第3号議案、令和3年度多摩川衛生組合一般会計予算を最初に採決いたします。

本件を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔 賛成者 挙手 〕

○議長（谷田部 一之君） 挙手全員であります。

よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

それでは、続いてお諮りいたします。第4号議案、令和3年度多摩川衛生組合に係る組織団体の負担金についてを採決いたします。

本件を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔 賛成者 挙手 〕

○議長（谷田部 一之君） 挙手全員であります。

よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（谷田部 一之君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年第1回多摩川衛生組合議会定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

午後3時01分閉会

上記のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

多摩川衛生組合議会議長 谷田部 一 之

多摩川衛生組合議会議員 (3) 辻 村 ともこ

多摩川衛生組合議会議員 (8) 市 川 一 徳

多摩川衛生組合議会議員 (16) 北 浜 けんいち